



## 令和5年1月から軽JNKSが始まります

税務課資産税係 ☎75-4977

令和5年1月から、軽自動車の継続検査（車検）を受ける場合、軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）で納付確認を行うことにより、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。

納付情報については、軽自動車検査協会がオンラインにより確認します。ただし、二輪の小型自動車は軽JNKSの対象外です。以下の場合は、紙の納税証明書の提示が必要となる場合があります。

- 納付したばかりのため、軽JNKSに納付情報が登録されていない
- 中古車の購入直後
- 他の市区町村へ引っ越した直後
- 対象車両に過去の未納がある

車体課税について（OSS/JNKS）

地方税共同機構ホームページ <https://www.lta.go.jp/jidousya/>



出典：地方税共同機構HP

## 令和5年度から税目ごとに口座振替ができるようになります

税務課資産税係 ☎75-4977

令和4年度までは集合税方式でしたので、市県民税（住民税）・国民健康保険税・固定資産税の3税は「集合税」として一つの口座からしか振替できませんでした。

令和5年度からは、3税を単独で納めていただく単税方式へ変更（単税化）となりますので、税目ごとに振替口座を設定できるようになります。

令和5年2月1日から新規口座振替の受付を開始しますが、**現在登録の口座のまま振替を継続する場合は、申込不要です。**

新規口座振替の詳しい申込方法については、2月1日号広報で改めてご案内いたします。

## 20歳になったら国民年金

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家計を支える人が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。

### 国民年金のポイント

1 老齢年金	老後を支えます
2 障害年金	病気や事故で障がいの状態になったときに支えます
3 遺族年金	加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます



### 学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外の日本分校に在学の方です。

### 納付猶予制度（学生以外）

50歳未満で本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の支払いが猶予される制度です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

また、保険料には学生納付特例制度、納付猶予制度の他、免除制度があります。

ご利用の場合は、申請が必要となります。